

岐阜大学医学部看護学科同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 岐阜大学医学部看護学科（以下「本学科」という。）に同窓会を置き、岐阜大学医学部看護学科同窓会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と向上を図り、岐阜大学の興隆発展に寄与する事を目的とする。

(本部)

第3条 本会の事務局は、岐阜大学医学部看護学科棟内におく。

(会員)

第4条 本会は次にあげる者をもって構成する。

1. 正会員 岐阜大学医学部看護学科卒業生
2. 特別会員 岐阜大学医学部看護学科の現旧教職員（正会員は除く）
3. 名誉会員 岐阜大学医学部看護学科の現旧学部長において推薦を受けた者
5. 賛助会員 本会において研究、研修に従事しているか、かつて従事していた者のうち本会に入会を希望する者

(事業)

第5条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会報はHP 上にて掲載
2. 会員名簿の更新・管理
3. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 役員

(役員等)

第6条 本会は、次の役員等を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 会計 若干名
4. 監査 若干名
5. 顧問 1名

(役員の選出)

第7条 役員の選出は次のとおりとする。

1. 会長、副会長、会計、監査および広報については、役員会において正会員または特別会員より選出し、総会において承認を得る。顧問は特別会員の中から会長が委託する。
2. 卒業年度の代表者2名を学年委員として会長が委託する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は5年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が決定するまでは引き続きその任務を行うことができる。

(役員の任務)

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、会務を総括し、役員会および総会の議長となる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等がある時はその職務を代行する。
3. 会計は、会務の経理にあたり、総会において会計報告を行う。
4. 広報は、会報および名簿の発行にあたる。
5. 監査は、会計を監査する。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は、役員会の推薦により会長が委託する。
2. 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(役員会)

第12条 役員会は、会長が招集し、本会の事業計画、予算および決算、会則の変更、その他の重要事項を審議する。

(総会)

第13条 総会は、会長が招集する。ただし、簡易な事項については書面をもって会議に代えることができる。

1. 総会は、5年に1度開催するが、会長が必要と認めた場合、および役員会で会の開始が決議されたときは、臨時総会を開催できる。
2. 正役員の3分の1以上から議題を示して総会の招集が要求されたときは、総会を開催しなければならない。

(総会の執行)

第14条 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決定する。

可否同数のときは議長が決める。ただし、委任状を認める。

(役員会)

第15条 役員会は、会長、副会長、会計、監査をもって構成し、必要に応じて会長がこれらを招集し、次の事項に関し審議する。

1. 事業報告ならびに決算に関する事項
2. 事業計画ならびに予算に関する事項
3. 会則の改廃に関する事項
4. 総会の開催および総会を要求したものの提案に関する事項
5. 会員の選任
6. その他必要となる事項

(役員会の執行)

第 16 条 役員会の議長は、その都度定め、議事は出席役員の過半数により決める。可否同数のときは、議長が決める。

第 17 条 役員会において会長が必要と認めたときは、正会員、特別会員の代表者を招集することができる。

第 4 章 会費

(経費)

第 18 条 本会の会計は、会費、寄付金、預貯金利子その他の収入を充てる。

(会費)

第 19 条 会費は次の通りとする。

1. 正会員の会費は、終身会費 10,000 円とし、本学卒業年度の学位授与式までに学生代表者が集金および入金を行う。
2. 特別会員および名誉会員は、会費納入の義務を負わない。
3. 納入後の会費は、いかなる場合でも返還しない。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日から翌年 12 月 31 日までとする。

本会の会計その他の報告は、総会またはホームページ上において報告する。

(報告)

第 21 条 本会の会計その他会務の報告は、監査を受けた結果と合わせて役員会で審議、決議した後、会報をもって行う。

第 5 章 雑則

第 22 条 本会則の改正は役員ならびに総会の議を経なければならない。その決定には出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。また、この会則に必要な細則、規定は役員会の議決を経て会長がこれを決める。

附 則

本会則は、平成 28 年 3 月 5 日より施行する。

本会則は、令和 6 年 3 月 15 日より施行する。